第十二条の五（見出しを含む。）	令第七条の八第二項第一号	平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する令第七条の八第二項第一号
第十二条の六（見出しを含む。）及び第十二条の七（見出しを含む。）	令第七条の八第二項第三号	平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する令第七条の八第二項第三号
第十二条の八の見出し	法	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法
第十二条の八	法第二十二条第八項	平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用する法第二十二条第八項
第十二条の八第一号	法第二十条第一項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項
	その他法	その他平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法
	令	平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する令
第十二条の八第二号及び第三号	法第二十二条第一項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二条第一項
第十二条の八第四号	法第二十二条第一項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二条第一項
	令	平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する令
第十二条の八第五号	第十二条の二	平成二十二年度子ども手当支給法施行規則第十三条の規定により適用する第十二条の二

（子ども手当に係る寄附）

第十四条　法第二十三条第一項の規定による子ども手当に係る寄附の申出は、市町村長の定める日までに様式第七号による申出書を市町村長に提出することによって行わなければならない。

2　市町村長は、法第二十三条第一項の規定による申出により寄附を受けたときは、当該寄附を申し出た受給資格者に対して、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該寄附をした者の氏名及び住所

二　当該市町村が寄附を受けた旨

三　当該寄附の額

四　当該寄附を受けた年月日

（身分を示す証明書）

第十五条　法第二十八条第二項の規定によって当該職員が携帯すべき身分を示す証明書は、様式第八号による。

（報告書の提出）

第十六条　法第十六条第一項の規定によって読み替えられる法第六条の認定をする者は、平成二十二年四月から平成二十三年二月までの間における子ども手当の支給の状況については平成二十三年三月末日までに、平成二十三年三月における子ども手当の支給の状況については厚生労働大臣の定める日までに、それぞれ当該状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（様式の経過措置）

第二条　この省令の様式（様式第七号を除く。）による書類については、児童手当法施行規則の様式による用紙を取り繕い使用することができる。

（法附則第四条に規定する者に関する経過措置）

第三条　法附則第四条に規定する者は、第四条の規定にかかわらず、同条の規定による届出を要しないものとする。ただし、当該者に係る子どもと同居していない者については、この限りでない。この場合においては、様式第三号中「職業」欄、「配偶者の職業」欄及び「加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別」欄には記載を要しないものとし、かつ、第一条第二項第四号に掲げる書類は添付することを要しないものとする。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第四条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十三号の次に次の一号を加える。

五十三の二　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び同法に基づく命令に係る申請等　同法及び同法に基づく命令による申請等

（児童手当法施行規則の一部改正）

第五条　児童手当法施行規則の一部を次のように改正する。

第十二条の八第四号中「その令」を「その例」に改める。

（厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正）

第六条　厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年厚生省労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第三十一条の二の規定により平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第二条の規定の適用については、同条中「児童手当勘定」とあるのは、「児童手当及び子ども手当勘定」とする。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第七条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、附則第六項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

（雇用均等・児童家庭局育成環境課児童手当管理室及び年金局事業企画課会計室の所掌事務の特例）

6　当分の間、第五十八条（見出しを含む。）中「児童手当管理室」とあるのは「子ども手当管理室」と、同条第二項第一号中「児童手当に」とあるのは「児童手当及び子ども手当に」と、「児童手当制度」とあるのは「児童手当制度及び子ども手当制度」と、同項第二号及び第三号並びに第七十三条の二第六項第一号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。